

## 工事(業務)費内訳書の提出について

豊 丘 村

### 1 工事（業務）費内訳書の提出

受注希望型競争入札（事後審査・郵送方式）の対象となる建設工事（以下「工事」という。）においては、入札書とともに工事費内訳書を、建設・建築・補償コンサルタント及び地質調査、測量業務（以下「業務」という。）においては、入札書とともに業務費内訳書を郵送してください。

工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、未記入など不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書は無効としますので、注意してください。

### 2 工事（業務）費内訳書の形式

次のいずれかの形式とします。

(1) 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち工事（業務）費内訳書に単価、金額を記載したもの

(2) (1)と同等の項目が含まれる独自様式によるもの（原則として、「費目・工種・施工名称など」は金抜設計書の項目により作成してください。）

(3) (1)(2)のいずれの場合にも、工事（業務）費内訳書には、表紙（日付、発注者名、工事（業務）名、工事（業務）箇所、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上、代表者印を押印）を添付（様式は問いません。）するとともに、各内訳書には全葉と当該ページを記入してください。

（1/5、2/5...のようにページを記載）

### 3 工事（業務）費内訳書の確認

(1) 発注機関において、入札参加資格要件審査対象者の工事（業務）費内訳書の内容を確認し、不備があれば入札書は無効とします。

(2) 工事費内訳書の工事価格計と入札価格、業務内訳書の業務価格計と入札価格は一致しなければなりません。

### 4 確認結果への対応

(1) 工事（業務）費内訳書に不備があり、入札書は無効とする場合

ア 工事（業務）費内訳書が未記入の場合

イ 工種・種別・細別ごとに記載されていない場合（次の場合は無効とします。）

例：「道路土工費 一式 〇〇〇千円」「諸経費 一式 〇〇〇千円」

「道路設計費 一式 〇〇〇千円」「直接人件費 一式 〇〇〇千円」など

ウ 工種及び主要な種別が完全に欠落している場合

エ 入札価格（税抜き）と工事価格計、設計業務価格計（税抜き）が一致しないもの

オ 工事価格計、設計業務価格計を算出後、値引きにより入札価格と一致させているもの

なお、1万円以下の端数切り捨てるために値引きするのは可とします。

(2) 軽微な不備により、修正等を指示する場合（無効としない場合）

ア 工事（業務）費内訳書の表紙

(ア) 日付、発注者名、工事（業務）名、工事（業務）箇所、商号又は名称、住所、代表者名の一部に記載漏れがあるが特定できるもの ⇒ 入札参加資格要件審査時に修正

(イ) 代表者印の押印漏れ ⇒ 入札参加資格要件審査時に担当者の氏名を記入

イ 工事（業務）費内訳書の一部記載もれ

数量、単価等、全葉及び当該ページの一部の記載漏れ⇒ 入札参加資格要件審査時に修正

## 5 入札後の工事（業務）費内訳書の取扱い

(1) 発注機関が入札関係書類（公文書扱い）として保管し、公文書公開の対象となります。

(2) 低入札価格調査を行う場合、談合情報が寄せられた場合等、調査の必要が生じた場合には、提出された工事（業務）費内訳書の内容を詳細に確認するとともに、説明を求める場合があります。

## 6 その他

(1) 一度提出された工事（業務）費内訳書は、書替え（発注機関の指示による修正等を除く。）、引換え又は撤回できません。

(2) 工事（業務費）内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはなりません。

(3) その他不明な事項につきましては、総務課企画財政係にお問い合わせください。